

報酬等の支給の基準

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶらうらんど（以下「法人」という。）の業務に伴う役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。以下同じ。）に対する報酬及び費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事会及び評議員会への出席
- (2)監事による定期又は臨時監査
- (3)行政機関による監査の立会
- (4)評議員選任・解任委員会への出席
- (5)役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (6)借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7)その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 役員等が前条の業務に従事した場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。ただし、監事が理事会評議員会等に出席した場合の報酬は、役員等の報酬の例による。

区分	報酬（円）	旅費
役員等	12,000	実費交通費（自家用車使用の場合は、1キロメートル当たり15円に高速道路料金等を加算した額）及び宿泊料（但し、宿泊料は県外役員に限る。）
監査	12,000	実費交通費（自家用車使用の場合は、1キロメートル当たり15円に高速道路料金等を加算した額）

2 前項の宿泊料は、一夜につき定額1万円を支給する。ただし、宿泊料が定額を上回る場合は実費を支給する。

(適用除外)

第4条 理事長及び施設職員であって法人役員を兼務する者については、本規程は適用しない。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年5月1日から施行する。